

橿原市告示 第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）同法第19条第1項の規定により、
都市計画を変更したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、
同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年 9月10日

橿原市長 亀田 忠彦

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画地区計画の変更

2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域

橿原市 小槻町の一部

3. 縦覧場所

橿原市役所 都市デザイン部 都市計画課